

設問1

小問(1)

1. Eの請求の根拠

Eは、Aに對し、所有権に基づき妨害排除を請求し、甲地所有権移転登記を請求する。その根拠は、Aは、Cの代理人として、甲地を、Eに賣付し(49条1項)、この際Cは(8条)あるが、AはCの法定代理権を有しない(88条1項、824条2項)、甲地にC名義の登記あり、CはEに對し、CのD・E・AがCと目録した(890条、889条1項)である。

2. Eの主張の要旨

(1) 利益相反行為

ア. 上記AE間の売買契約は、Aが自己の借金返済のために、子Cの所有土地を売却し、「親権を行う父……と子の利益が相反する行為」(824条1項)といふ。

イ. 利益相反行為にあたるかの判断に親権者の目的意思を考慮し、取引の相手方が行為の趣意を予測し得、取引の安全を害するとして、「親権を行う父……と子の利益が相反する行為」とは、行為自体を客観的に見て、親権者の利益と子Cの利益とを相反する行為といふ。

ウ. 本件は、甲地を売却する。AがCに代理に行つたが、その効果はCに帰属する(49条1項)。その際Cは、甲地の所有権を失つた、その対価として、450万円を取得しており、~~CはAと利益Cに~~不利ではない。また、Aは利益を手にした。ゆえに、甲地の売買契約は、「親権を行う父……と子の利益が相反する行為」にあつた。

エ. 利益相反行為にあつた。

(2) 代理権の濫用

ア. 利益相反行為にあつたといふ。Aは自己の借金返済のために(甲地を売却し、法定代理権の濫用を主張する)といふ。

イ. 親権者の代理行為は、利益相反行為にあつた。原則として代理権を濫用する。法定代理権の濫用は、その行為の趣意に反し、権利の行使が、その場合の趣意に反し、代理権濫用にあつた。不利が濫用の趣意に反し、その行為は、利益相反行為であり、その行為は、無効である。

ウ. Aは、借金返済のために借金を返済するため、Cに代り甲地を売却する。Aは、自己の利益のため、子Cの利益を損なつており、法定代理権を濫用する。その行為は、利益相反行為である。

Eは、契約時、Aが借金の借金を返済しており、その返済のために甲地を売却し、その行為は、無効である。

エ. 以上より、甲地の売買契約は無効である。

(3) 代理権を濫用した代理人の無効主張

ア. 代理権を濫用した代理人は、本人の地位に基き、無効主張はできない。

イ. 代理権濫用の代理人は、本人の地位に基き、代理権濫用を主張する。その行為は、無効である。信託に反し、その行為は、無効である。その行為は、無効である。その行為は、無効である。

ウ. 本件は、Dが、AE間の売買契約を訂結した以上、Aも追認した。

エ. 無効主張は認められない。

第 3 問

(4) Eの請求は認められぬ。

1. 問題(2)

1. Dの請求の根拠・内容

Dの請求の内容は、相対に甲取得した土地の共有持分権に基^{返還請求}く~~共有持分権~~建物の建物収束工事の排除を要する。

請求の根拠は、Cが乙土地を所有しており、Cの死によりCの遺Dは父AとCを相続し、共有持分権を取得したこと、返還請求は土地の現状維持と保存行為(252条1項)の適用Dの専断行使に反し、乙土地上F所有の丙が存在することに反し。

2. 請求の当否

(1) 小問(1)の通り、甲乙の共有関係は無効であるから、Eは乙土地の所有権を取得した以上、FもEが乙土地の所有権取得を認める。

(2) 了。しかし、FはAE間の所有権移転登記を信頼し、乙土地を買収。このFの信頼を保護し、Fの所有権取得を認めなくてはならない。

1. 320、94条2項の趣意は、虚偽表示により①建物の権利の外観が存在する場合、本質上の権利者に譲渡の^②帰属性があろう、真の権利者の保護のため③「善意の第三者の信頼を保護する」にある。譲渡表示自体は①②③を充足する場合は、94条2項を直接適用する基礎があり、善意の第三者の信頼を保護する。

2. 本件は、AE間の売買契約は有効だが、AがEの所有権移転登記を要し、Eが乙土地の所有権を有する旨の権利の外観が認められ(10条1項)。

AE間の売買契約はCの生前に行われた。AはCの包括的代理権を有するから、CがAの代理行為を根拠として乙土地の所有権(514条)を有する。そのためAはCに売却の意思表示をした以上、Cに外観作出に関与は認められ、(2)不成立。

第 4 問

1. 以上から②を充足せず、Fの信頼(保護)が認められぬ。

(2) Dの請求は認められぬ。

設問2

1. 問題(1)

1. Mの請求の根拠・内容

Mの請求の内容は、EH間の消費貸借契約(以下、本件借付)に基づき500円及び利息の返還請求と返還請求の差である。

請求の根拠は、平成26年4月1日、HはEに、返還期日を平成27年3月31日、利率年15%、遅延損害金年21.9%とし、500円を借付した。平成26年8月1日、HはMに、上記消費貸借契約に同意し、Hは400円をEに返したと主張する。

2. Mの請求の当否

(1) 借付金のEへの消費貸借契約の有効性

了。EH間の消費貸借契約は、それ自体賭博行為として無効。Eが賭博資金のために借り付けたにすぎないから無効(90条)と認められる。

1. 賭博目的の消費貸借契約をして不法な債権を有するとするが、相手方もその目的を知り、この場合には、契約そのものが無効にされる。

2. Eは、Hに、賭博に使うためと主張し、500円を借付したと主張する。Hは、相手方が、賭博資金に使用することを知らなかった。

3. 結果、EH間の消費貸借契約は無効である。

(2) 承諾後の無効主張

了。上記の通りEH間の消費貸借契約は無効であるが、Eは、Hに対し、同の留保をなし、譲渡債権の買戻を承諾しており、買戻を認めない承諾(400条1項)をした。そのため、上記無効主張は、譲渡人に好持分を有することから事由として主張できない。

第

問

1. 法468条1項の趣意は、債権者の買付事由の有無は明らかで、債権者破の取扱いの
際、当該債権者の買付事由の有無は明らかで、債権者破の取扱いの
引の年金に配当する事はない。また、当該債権者は、当該債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの

2. 本件に無効の理由は、EとH間の清算契約が債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの

(3) Mの主張は、EとH間の清算契約が債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの

1. Mの請求の根拠、内容

請求の根拠は、Mが取得した、HがEに対して有する500万円の不当利得返還
請求権である。

請求の根拠は、HがEに500万円交付したことに伴い、Eが「利益」を得て、
Hは「損失」を受けたこと、EとH間の清算契約が債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの

「法律上の原因」がなく、EとH間の清算契約が債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの
とある。また、不当利得返還請求権は、契約が無効と判じられる場合、契約上の戻
権が既に成立していること、EとH間の清算契約が債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの
債権者に優先すること、同時に譲渡していること、Mが不当利得返
還請求権を行使すること、Mが不当利得返

2. 請求の当否

(1) EとH間の清算契約は、債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの
「不法原因による返還請求権」に基づき、708条に基き、返還請求権を行使する事はない。

(2) 708条の趣意は、「不法原因」による交付の返還請求権を行使すること、不法原因

第

問

国行為を非難し、公益を保護する文にあるところ、公益を保護する行為は、
違法性が強く、社会的非難性が高いものである。「不法原因」
に基づき、返還請求権を行使する事はない。

(3) EとH間の清算契約は、債権者の買付事由の有無は明らかで、
債権者破の取扱いの

(4) MがEとH間の清算契約を行使する事はない。
1問(3)

1. Lの請求の根拠

LはEに対して584万円の支払済みの根拠は、EはLから返済期間を平成27
年5月30日、利息年15%、遅延損害金年2.9%とし、500万円を借り受け、同便
利を主張して、LはEと保証契約(446条1項)を締結し、契約書を作成した(同条2項)
こと、LはLに支払、同便法の履行を求め、584万円を支払ったこと、LはEに
対し、求償権を行使していること(459条1項)である。

2. Lの請求の当否

(1) 保証契約は主たる債務の消滅を前提とし、成立する(446条1項)。LはEに
500万円交付し、金銭の交付を要件とする消費貸借契約は成立してはいない、
保証契約が成立し、上記求償権は発生しないこと、LはEに

(2) 求償権は、一方的債務を課する保証人が債務を回収する権利を主張
ある。主債務の成立は保証人が主たる債務を回収すること、LはEに
保証人が主債務を回収すること、LはEに
保証人が主債務を回収すること、LはEに

(3) 主債務が成立しない限り、本件に上記の通り、他の事件を提起し

(4) Lの請求は、認められず

以上